

毎週火、金曜日発行（但休日に出るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 家畜人工授精師の免許等
保安林の解除予定
馬流行性脳炎予防注射の実施
建設業者の登録まつ消
- ◇公告 第三種冷凍機作業主任者の資格試験実施
市町村職員共済組合議会補欠選挙の当選人
- ◇雑報 市町村職員共済組合規約の変更

告示

鳥取県告示第二百八十号
家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十六
条並びに同法第二十四条の規定により次のとおり家畜人
工授精師の免許並びに家畜人工授精所の開設を許可し
た。

昭和三十二年六月十四日
鳥取県知事 遠藤 茂

家畜人工授精師免許の部

免許番号 家畜人工授精として
業務を行う家畜の種類

住

所

氏

名

四二五 全 家 畜
四二六 牛

東伯郡三朝町湯谷一〇三
西伯郡淀江町大字西原五八七

高田 一朗
生田 直行

四二七	"	"	中山町大字松河原一四六六一	近藤友彦
四二八	牛、めん、山羊	"	米子市上福原一八〇六一(酪農講習所)	舟越幹夫
四二九	牛、豚	"	日野郡溝口町大字字代六一二	山中敏明

家畜人工授精所開設許可の部

許可番号	家畜人工授精師の名称	住	所	氏名
------	------------	---	---	----

一四二	大口人工授精所	気高郡青谷町大字奥崎五五		大口末治
一四三	植田"	"	大字亀尻	植田金治
一四四	徳安"	"	西町	徳安弘年

鳥取県告示第二百八十一号

次の土地について農林大臣から保安林指定の解除予定の通知を受けたので森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和三十三年六月十四日

鳥取県知事 遠藤 茂

所在場所	全面積	解除予定面積(見込)	指定の目的	申請者
------	-----	------------	-------	-----

市郡一町村一大字一字一地番	台帳一見込	面積(見込)	解除の目的	申請者
日野 伯南 霞 樋ヶ塔 五九八ノ一	一町一五八	四町一〇〇〇	四町一〇〇〇	伯南町大字霞 足羽庄三郎
同 同 同 妙見谷 五九九ノ三	一町〇〇〇	一町五〇〇	一町五〇〇	同

鳥取県告示第二百八十二号

次のように馬の流行性脳炎予防注射を実施するから家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第六条の規定により馬の所有者に対して注射をうけることを命ずる。

昭和三十三年六月十四日

鳥取県知事 遠藤 茂

一 実施の目的	二 実施の区域	三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲	四 実施の期日	五 注射の方法	別表	実施の期日	実施区域	実施場所
馬の流行性脳炎予防のため	別表のとおり	馬	六月二十四日	皮下注射法	別表のとおり	六月二十四日	日野郡江府町	美用原、貝田
"	"	"	"	"	"	二十五日	"	柿原、江尾
"	"	"	"	"	"	二十六日	"	西成、大河南
"	"	"	"	"	"	二十七日	溝口町	柿原、添谷
"	"	"	"	"	"	二十八日	"	上野、金屋谷
"	"	"	"	"	"	二十九日	"	二部支所前、溝口市場
"	"	"	七月三日	"	"	"	根雨町	家畜市場

鳥取県告示第二百八十三号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第四条第三項の規定による更新登録の申請がなかつたので同法第十五条第一項の規定により、建設業者登録簿から次のように登録をまつ消した。

昭和三十二年六月十四日

鳥取県知事 遠藤 茂

登録番号	登録年月日	商号又は名称	主たる営業所の所在地	申請者氏名	まつ消年月日
鳥取県知事登録 (は)第二一四号	昭三〇、 三、二六	関西水道工業株式会社	鳥取市川外大工町二〇	富本 純一	昭三二、 三、二六
〃 〃 二一二号	〃 三、二二	恒成建設	八頭郡那家町三五〇	恒成 稔	〃 三、三二
〃 〃 三三七号	〃 四、一九	親和土建株式会社	鳥取市二階町二丁目	河田 勝治	〃 四、一九
〃 〃 二六一号	〃 四、二二	因伯土建	八頭郡河原町佐貫一、一二二	中山 孫市	〃 四、二二
〃 〃 三七五号	〃 四、八	天神建設有限公司	倉吉市上井町旭三二六	中村 実	〃 四、八

公 告

高圧ガス取締法（昭和二十六年法律第二百四号）第三十一条による昭和三十一年度鳥取県第三種冷凍機作業主任者の資格試験を次のとおり実施する。

昭和三十一年六月十四日

鳥取県知事 遠藤 茂

一 試験科目及び時間	試験科目	時間
高圧ガス取締法に關する法令及び高圧ガスの製造に必要な保安管理の技術	高圧ガス取締法に關する法令及び高圧ガスの製造に必要な保安管理の技術	午前九時三十分から午後〇時三十分まで
二 試験の日時及び場所	試験の日時及び場所	

- (1) 日時 昭和三十一年十二月八日（日曜日）午前九時から
- (2) 場所 米子市
- 三 受験の手續

次の書類を各二部ずつ（ただし写真は一葉）鳥取県経済部商工課へ提出すること。

- (1) 受験願書 高圧ガス取締法施行規則（昭和二十六年通商産業省令第六十八号）別表第九様式による。
- (2) 履歴書 同規則別表第二十様式による。
- (3) 写真 真 手札型願い出前六箇月以内撮影したもの、で上半身正面撮影のもの、裏面に撮影年月日、氏名、年令及び「第三種冷凍機主任者」を記載すること。
- 四 受験手数料 七百円の鳥取県収入証紙を受験願書上部（正本一部）にはりつけ消印しなす。

受験手数料はいかなる理由があつても返さなす。

- 五 受験願書提出期限 昭和三十一年七月一日から同年九月三十日まで
- 六 受験票 願書を受けつけた者には受験票を交付する。

雑 報

昭和三十一年五月二十七日執行した鳥取県市町村職員共済組合組合会議員の市町村長側第六区補欠選挙で次の者が当選した。
昭和三十一年六月十四日

鳥取県市町村職員共済組合	理事長 野坂 寛治
郡家町長	岸 本 政 嘉

第二回組合会で議決した鳥取県市町村職員共済組合規約の変更について昭和三十一年五月二十九日付自許第三四四号を以つて自治庁長官から認可された。

昭和三十二年六月十四日

鳥取県市町村職員共済組合

理事長 野坂寛治

鳥取県市町村職員共済組合規約の一部を改正

正する規約

鳥取県市町村職員共済組合規約の一部を次のように改正する。

第八章の次に次の一章を加える。

第九章 監査

(監査)

第四十七条 監事は、法第五条第二項の規定により監査を行う場合の外、毎事業年度少くとも二回以上定期に及び必要と認められた場合は臨時に組合の業務を監査するものとする。

2 監査は、給付の決定その他の処分並びに組合の財産、会計並びに現金及び物品の出納に関する書類帳簿等について組合の業務が法令の規定に基いて適正に行われているかどうかを検査するものとする。

(監査の立会)

第四十八条 監事が監査を行う場合には、理事長及び出納役(代理出納役及び分任出納役を含む。以下同じ。)その他の出納職員は、監査に立ち合うものとする。

(監事の権限)

第四十九条 監事は、出納役その他の出納職員に対して、現金及び預金通帳、帳簿、証ひょう書類その他の書類の提示並びに事実の説明等を求めることができる。

(監査報告書)

第五十条 監事は、監査が終了したときは、遅滞なく、左に掲げる事項を記載した監査報告書を作成し、これを理事長及び組合会に提出しなければならない。

- 一 監査月日
- 二 監査の対照となつた期間
- 三 監査事項
- 四 監査の結果の概況及び意見
- 五 その他必要な事項

附 則

この規約は、昭和三十二年四月一日から施行する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火、金

発 行 者 鳥取県鳥取市東町 取 県
刷 所 鳥取県鳥取市東町 印 刷 所